

消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

令和5年度

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 350,870 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,021,900 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県 支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	406,776	14,832	0	4,972	45,753	341,219
	障害者福祉事業	808,738	573,715	0	0	27,789	207,234
	高齢者福祉事業	338,490	685	0	5,328	39,333	293,144
	児童福祉事業	1,786,001	756,246	294,200	41,495	82,104	611,956
	小 計	3,340,005	1,345,478	294,200	51,795	194,979	1,453,553
社会保険	国民健康保険事業	238,312	121,628	0	0	13,789	102,895
	介護保険事業	435,180	25,578	0	0	48,455	361,147
	後期高齢者医療事業	121,233	64,757	0	18,463	4,491	33,522
	小 計	794,725	211,963	0	18,463	66,735	497,564
保健衛生	保健衛生事業	697,155	110	35,000	14,958	76,525	570,562
	予防事業	141,275	72,834	0	428	8,035	59,978
	母子保健事業	18,135	7,572	0	40	1,228	9,295
	健康増進事業	30,605	1,046	0	1,058	3,368	25,133
	小 計	887,170	81,562	35,000	16,484	89,156	664,968
合 計		5,021,900	1,639,003	329,200	86,742	350,870	2,616,085

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてるものです。

○社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。

○充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。